

鹿児島県知事

2016（平成28）年1月26日

伊藤 祐一郎 様

（県民生活局青少年男女共同参画課）

鹿児島県児童クラブ連絡協議会

会長 加来 宗 暁

事務局／青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

## 「放課後児童クラブの運営指針」に基づき、公的な責任による学童保育の量的・質的拡充（制度拡充と財政措置の大幅増額）を求める要望書

御職におかれましては、日頃より学童保育（放課後児童健全育成事業）の充実、発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

学童保育はこれまで、「子どもたちの生き生きとした放課後を」という働く親たちの強い願いと取り組みによって発展してきました。そして政府も、学童保育が子育て支援、少子化対策、仕事と子育ての両立支援、次世代育成支援対策にとって欠かせない重要な施策であるとの位置づけがなれてきました。

安倍政権が緊急施策としてすすめる『一億総活躍』社会の実現に向けた厚生労働省の考え方において、「保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充」が「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」の両方の「対策の方向性」として示されています。緊急対策とりまとめには、「ひとり親家庭の支援」「子どもの貧困への対応」などが提起されていますが、この実現には、学童保育の拡充が必要です。

しかし、学童保育はまだ「発展途上」の段階であり、量的・質的な拡充に向けた課題は山積しています。

子どもたちが安心して安全な生活をおくるうえでは、「学童保育（支援の単位）ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、二人以上の適切な指導員数を配置すること」「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」を守ることが不可欠です。

今後、学童保育を実施するにあたっては、市町村が制定した「条例基準」と国が制定した「放課後児童クラブ運営指針」により、質の確保された実施・運営が求められます。と同時に、国と自治体の責任で「条例基準」と「運営指針」の内容が実施できるように予算措置を含めて、条件整備を図っていくことが必要です。

また、「放課後児童支援員認定資格研修」では、「運営指針」の理解が必須とされ、指導員の質の確保が求められてきていますが、受託団体の学童保育の対する理解の違いが大きく影響し、「育成支援の内容等の共通理解」や「職務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得」を危うくするような事態が起こっています。さらに認定資格研修内容の質の確保では、都道府県による実施のばらつきのあることに加えて「研修ガイドライン」に示されたシラバスに沿わないものや逸脱も見られたり、「修了レポート」すらない地域も見られるなどの現状も指摘されてきています。

指導員が講師を務める場合や、指導員が勤務日に研修に出席する場合の代替人員費用などの予算措置を含めた実効ある対応が早急に必要となっています。

本県内では、2015年5月現在、学童保育の実施状況は19市・20町・1村で435か所（前年比34増）、入所児童数は1万6,079人（前年比1,673人増）となっています。共働き家庭の増などを背景に、本県でも児童クラブ（学童保育）の設置数は年々増加していますが、本県における学童保育の現状は、全国学童保育連絡協議会調査による設置率平均が124.2%（1校区に複数の学童保育があります。）であるのに対して、鹿児島県の設置率は82.4%で、最下位に属します。

必要とされるところに学童保育ができていない実態にあり、行政による助成や施策の違いもあって地域格差も大きいものがあります。

【鹿児島県の現状をデータで「別添」しました】

学童保育の「子ども・子育て支援新制度」における課題では、以下のような点が指摘されます。

- ① 各自治体では、保育・保育所の必要性の「認定」のほうが大きくな問題になっていて、小学生の放課後の施策については二の次になりがちとなっている。
- ② 財政措置は、市町村にも3分の1の負担がある制度となっているため、市町村の学童保育に対する考えや方針、政策優先度などに大きく左右されている実態があり、特に指導員の「処遇改善等事業」では、市町村負担分に対応できず、改善の遅れが顕著に現れている。
- ③ 条例で決めた基準をめぐっては、必要とする子どもたちがみんな入れるよう、集団の規模の上限を守った学童保育の必要な数の整備をはかること。
  - ・厚労省の調査で「利用できなかった児童数（待機児童数）」が1万7000人近く（本県では565名）いる。「待機児童」の定義があいまいであり、「潜在的な待機児童」が多いこと、大規模化などのさまざまな問題を抱えている現状が広く知られるようになってきた。
  - ・生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されている。
  - ・小学校の統廃合により小規模学童（10人以下）の開設・維持ができなくなっている。
  - ・不十分な水準・現状より低い水準に基準に対しては、学童保育はどうあるべきか、広範な合意のものと「最低基準」を策定すること。
- ④ 学童保育が、市町村の行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、市町村は、必要な家庭が利用できるように、情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整を行うこと。
- ⑤ 認定資格研修について、全ての指導員が5年以内に修了するための計画と必要な予算の確保、及び研修内容・講座の検証をすること。
- ⑥ 指導員の資質向上研修では、すべての市町村から計画的に現任者研修に参加できる初任者研修と中堅者研修などを地域の実情に応じて実施・計画すること。
- ⑦ 「放課後子ども総合プラン」では、学童保育と「放課後子供教室」との場所も指導員・スタッフも対象とする子どもも一緒に実施する「一体化」ではなく、必要な「連携」にとりくみ、学童保育と「放課後子供教室」それぞれを拡充すること。
  - ・「放課後子供教室」との「一体化」はできない。
  - ・学校施設等の積極的な活用など、それぞれの地域で、学童保育の量的拡充に結びつくよう、効果的な対応をすすめること。

以上のように、新制度の施行に伴う学童保育の現状と課題を踏まえて、すべての市町村において施行にあたって起きている課題や現状を把握するとともに、県内の各市町村への支援と情報提供をしていただき、「運営指針」が示すよりよい学童保育の制度・仕組みとなるように以下の点について要望いたします。

## 記

- 1 子ども・子育て支援新制度における学童保育の制度拡充と財政措置をはかってください。
  - (1) 交付金のあり方や財政措置では、新制度による財政措置の変更や新設においつけない自治体の体制と財政負担に対して、速やかに学童保育の量的整備、質的拡充が図れるよう、少なくとも、国の負担を2分の1に引き上げるよう働きかけること。
  - (2) 放課後児童健全育成事業の運営費予算を組みたてての考え方は、公費・保護者負担割合が2分の1ずつである。保育は公費・保護者負担割合が7対3であるが、放課後児童健全育成事業は絶対額（保育料等）が低い。
    - 「新制度」のもとで次年度予算では、県の負担分を確実な予算をはかること
    - 事業計画と実施要綱に則して、事業量の見込みや制度改善、指導員の処遇改善を確実に確保する方策を立て、予算化し、市町村が交付金を申請するように助言、あっせん、調整をすること
    - 経済的な困難を抱えている家庭、母子家庭・父子家庭等の保育料の減免制度を県としても創設すること

- 2 新制度施行後の検証を行い、制度の見直しを検討してください。
- 「地域子ども・子育て支援事業計画」が、学童保育を必要とする家庭や子どもが安心して利用できるように整備する計画とする
  - 市町村が実施主体として着実に学童保育の拡充に取り組む仕組みを構築する
  - 定められた学童保育の基準に基づき着実に学童保育の質的な向上をはかる
  - 市町村への十分な財政措置をはかる（有資格指導員の「複数・常勤配置」に必要な財政措置等）
  - 「指針」に基づき学童保育の質的な向上をはかる
- などを踏まえて、財政措置も含めた法制度上の課題の有無を検証し、必要な制度の見直しを県の立場で検討すること。
- 3 「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準」の解釈について、現場と市町村との話し合いをつうじて調整をはかってください。
- (1) 省令・条例・運営指針で明確にされた「最低基準の目的」「最低基準の向上」や「一般原則」、「職員の一般原則」「地域及び技能の向上等」などが共有されること。
- (2) 以下の点を踏まえて、「最低基準」を上回る水準を維持・拡充していくこと。
- 「従うべき基準」は「職員」についての項目だけでなく、施設・整備（広さを含む）、支援の単位などの項目にも広げる
  - 「子どもの人数」「専用室」「専任職員」は、一体のものであり、この3点の関係を明確にして、子ども一人ひとりにとって安全・安心な「生活の場」となるようにする
  - 「年間平均児童数」の算定方法は、鹿児島県県民生活局発文書（平成24年12月18日付）【別添】の内容の周知徹底をはかる
  - 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にする（広さは子ども一人当たり1.65㎡以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて一人当たり3.96㎡以上とすること。）
  - 「支援の単位」は、固有の専用室で実施するものとし、「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」とする
  - 放課後児童支援員等は複数配置とし、認定資格を必要とする支援員は、「支援の単位」ごとに1名以上ではなく2名以上とする
  - 児童数が19名以下の施設であっても、専任の放課後児童支援員等を2名以上の配置とする
- (3) 小規模校の学童保育開設・維持に必要な財政措置を県単独事業として予算化すること。
- (4) ほとんどの自治体が国の省令を準用しているが、低い水準で策定された部分や「ただし書き」部分の「5年後」に向けたとりくみをすすめること。（「当分の間」は期限がなく、省令・基準が担保されていない）
- 4 「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、各会場での実施状況（講師、時期・会場の設定、使用するテキスト、修了レポート等）調査を踏まえ、次年度以降の認定資格研修のあり方では現場の声が反映できる場をもってください。
- 当面、すべての現任指導員が有資格者となることができるよう市町村への援助、財政措置をはかる
  - 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況等も考慮し、当事者の費用負担が軽減できるような措置をとる
- 5 指導員の「資質向上」に係る現任者研修を地域の実情に応じて開催できるよう研修制度の拡充と、そのための財政措置（当連絡会への研修委託・地域での開催等）をはかってください。
- 2015年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ—」における指摘をふまえ、現任の従事者向けの研修について、初任者研修と中堅者研修を地域の実情に応じて実施・計画すること

- すべての市町村の指導員が計画的に現任者研修ができるような「資質向上研修事業」計画と内容とすること

6 「放課後子ども総合プラン」においては、放課後子供教室事業と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちを一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業として実施されるものとしてください。

- (1) 放課後子供教室と学童保育は、それぞれの目的・役割、活動や生活の内容、職員・大人の体制、子どもへの関わりが異なっている。二つの事業をひとつにする（同じ場所、同じ職員が対応する）「一体化」では、「共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の役割は果たせない。「一体化」ではなく、学童保育の拡充となるようにすること。
- (2) 「一体型」や「一体化」などの表現は、市町村でも混乱の原因となっており、学童保育を「全児童対策事業」に一体化する動きを新たに生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためること。
- (3) 「放課後子ども総合プラン」については、趣旨や「一体型」の意図するところ、「一体化」ではないこと、条例で決めた基準を守ることなど、市町村に周知・徹底をすること。

別 添

平成 24 年 12 月 18 日  
鹿児島県県民生活局  
青少年男女共同参画課

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）補助金における 「年間平均児童数」の考え方について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）補助金の補助基準額の算出基礎となる「年間平均児童数」について、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 国庫補助基準額の算出基礎となる「年間平均児童数」の考え方

厚生労働省の平成 17 年 12 月 15 日付けの事務連絡（別紙のとおり）

- ① 年間平均児童数は、クラブにおける、年間を通じた平均的な登録児童数を算定するものであり、登録児童は、クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者とする。
- ② このため、日常生活において発生する塾や習い事あるいは疾病等による欠席日数を積み上げ、年間平均児童数の算定から除く必要はない。

#### 2 「年間平均児童数」の具体的な算出方法等

上記 1 の考え方を踏まえて、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）補助金の計画・申請・実績報告に当たっては次のとおりとする。

##### （1）「年間平均児童数」の考え方

- ① 「年間平均児童数」は、「クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する登録児童数」の年間平均を算定したものである。
- ② この「年間平均児童数」の算定に当たり、日常生活において発生する塾や習い事あるいは疾病等による欠席日数を除く必要はない。
- ③ 上記②以外の事由による欠席についても、やむを得ないと認められる場合は、欠席日数を除く必要はない。

##### （2）具体的な算定方法

「年間平均児童数」の算定については、以下のいずれかの方法による。

ア 年間の延べ登録児童数（クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者）÷ 年間開設日数

イ 各月の基準日（※）の登録児童数（クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者）の 12 か月合計 ÷ 12

※ 基準日：毎月決まった日、例えば月の初日など

#### 3 実績報告における利用実態の確認

各市町村においては、登録児童について、出席簿や欠席届、利用料の納付状況などにより、「継続的に利用する者」であることの確認に努め、対外的に説明できるようにしておくこと。

【鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）等各種データ】

[鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）]

(全国学童保育連絡協議会調査 2015年5月)

	鹿児島県					全国計(全国学童保育連絡会調べ)				
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数
1999年	126	609	20.7%	2,585	40	10,231	24,295	42.1%		1,579
2000年	143	609	23.5%		45	10,976	24,188	45.4%		1,740
2002年	196	610	32.1%	4,799	55	12,825	23,964	53.5%		2,147
2003年	214	610	35.1%	5,403	62	13,797	23,808	58.0%	538,100	2,310
2004年	247	610	40.5%		72	14,678	23,633	62.1%		2,428
2006年	258	609	42.4%	8,777	40	15,858	23,123	68.6%	683,476	1,617
2007年	273	606	45.0%	9,866	38	16,652	22,878	72.8%	744,545	1,619
2008年	290	604	48.0%	10,216	36	17,495	22,693	77.1%	786,883	1,624
2009年	291	580	50.2%	10,386	38	18,475	22,476	82.2%	801,390	1,621
2010年	315	574	54.9%	10,847	37	19,744	22,258	88.7%	804,309	1,593
2011年	345	571	60.4%	11,875	38	20,204	22,000	91.8%	819,622	1,564
2012年	346	560	61.8%	12,094	39	20,843	21,431	97.3%	846,919	1,598
2013年	377	535	70.5%	13,452	40	21,635	21,166	102.2%	888,753	1,612
2014年	401	535	75.0%	14,406	40	22,096	20,836	106.0%	933,535	1,611
2015年	435	528	82.4%	16,079	40	25,541	20,558	124.2%	1,017,429	1,611

註1) 学童保育のある自治体数は、2005年を前後として、自治体合併により減少している。

註2) 設置率とは、小学校数と学童保育数の比較。

註3) 小学校数(全国)は、文部科学省の調査による。鹿児島の小学校数は休校含んでいません。

[全国比較—実施場所・運営主体]

[鹿児島県内の放課後児童クラブ設置の推移表]

学童保育の実施場所【設置場所】

開設場所	開設場所	全国調査	割合	2010年比	備考	鹿児島県	割合	備考
学校施設内	学校施設内	13,857	54.3%	3.3%	余裕教室活用(6,347) 学校敷地内の独立専用施設(6,018) 校舎内の学童保育専用室(684) その他の学校施設を利用(808)	104	23.9%	余裕教室活用(51) 学校敷地内の独立専用施設(48) 校舎内の学童保育専用室(3) その他の学校施設を利用(2)
児童館内	児童館内	3,101	12.1%	-1.6%	児童館・児童センター内の専用室	14	3.2%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	学童保育専用施設	1,855	7.3%	-0.6%	学校外にある独立専用施設	57	13.1%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	その他の公的施設	2,100	8.2%	-1.6%	公民館内(511) 公立保育園内(132) ・幼稚園内(210) その他の公的な施設内(1,247)	43	9.9%	公民館内(9) 公立保育園内(4) ・幼稚園内(1) その他の公的な施設内(29)
法人等の施設	法人等の施設	1,575	6.2%	-0.3%	私立保育園や社会福祉法人の施設内	135	31.0%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	民家・アパート	1,659	6.5%	-0.1%	父母会が借りたアパート・借家など	31	7.1%	父母会が借りたアパート・借家など
その他	その他	1,394	5.5%	0.9%	自治会集会所・寺社など	51	11.7%	自治会集会所・寺社など
合計	合計	25,541	100.0%			435	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2015年5月)

(鹿児島県実施状況、2015年調査)

学童保育の運営主体【運営主体】

運営主体	運営主体	全国調査	割合	2010年比	備考	鹿児島県	割合	備考
公立公営	公立公営	9,471	37.1%	-4.2%	市町村が直営している	16	3.7%	市町村が直営している
社会福祉協議会	社会福祉協議会	2,544	10.0%	-1.0%	半数は行政からの委託(1261か所)	19	4.4%	行政からの委託(10か所)、補助(1か所)、代行(8か所)
地域運営委員会	地域運営委員会	4,327	16.9%	-1.6%	多くが行政からの委託(2547か所)	154	35.4%	行政からの委託(111か所)、補助(43か所)、代行(0か所)
父母会・保護者会	父母会・保護者会	1,477	5.8%	-1.7%	行政からの委託が多い(857か所)	13	3.0%	行政からの委託(2か所)、補助(11か所)
法人等	法人等	7,339	28.7%	8.8%	私立保育園(1270か所)、私立幼稚園(402か所) 保育園を除く社会福祉法人(1381か所) 保護者等がつくるNPO法人(2030か所) 民間企業(767か所) その他(1429か所)	215	49.4%	私立保育園(111か所)、私立幼稚園(19か所)、社会福祉法人(58か所)、保護者等がつくるNPO法人(19か所)、民間企業(3か所)、その他(6か所)
その他	その他	383	1.5%	-0.3%		18	4.1%	
合計	合計	25,541	100.0%			435	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2015年5月)

(鹿児島県実施状況、2015年調査)

市町村名	2003年			2010年			2011年			2012年			2013年			2014年			2015年		
	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率
鹿児島市	57	80	71.3%	79	80	98.8%	90	80	112.5%	94	80	117.5%	98	78	125.6%	101	78	129.5%	115	79	145.6%
鹿屋市	17	31	54.8%	20	31	64.5%	21	28	75.0%	21	28	75.0%	21	25	84.0%	21	25	84.0%	24	24	100.0%
枕崎市	3	5	60.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	7	5	140.0%	6	4	150.0%	7	4	175.0%
阿久根市	6	9	66.7%	6	9	66.7%	7	9	77.8%	8	9	88.9%	8	9	88.9%	8	9	88.9%	10	9	111.1%
出水市	6	14	42.9%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	11	14	78.6%	13	15	86.7%	13	15	86.7%
指宿市	8	12	66.7%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	9	12	75.0%	10	12	83.3%	13	12	108.3%	13	12	108.3%
西之表市	1	12	8.3%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	12	16.7%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	11	18.2%
垂水市		8		2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	3	8	37.5%
薩摩川内市	8	47	17.0%	14	45	31.1%	15	45	33.3%	15	38	39.5%	17	36	47.2%	17	36	47.2%	18	34	52.9%
日置市	7	19	36.8%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	12	19	63.2%	12	19	63.2%	14	19	73.7%	15	19	78.9%
曾於市	10	20	50.0%	12	20	60.0%	10	20	50.0%	10	20	50.0%	14	20	70.0%	17	20	85.0%	19	20	95.0%
霧島市	21	34	61.8%	30	34	88.2%	31	35	88.6%	30	35	85.7%	34	35	97.1%	38	35	108.6%	41	35	117.1%
いちき串木野市	3	10	30.0%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	10	9	111.1%	4	9	44.4%	5	9	55.6%
南さつま市	6	22	27.3%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	16	43.8%	8	14	57.1%	9	13	69.2%
志布志市	9	18	50.0%	13	17	76.5%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	16	100.0%	17	17	100.0%	19	16	118.8%
奄美市	6	21	28.6%	6	21	28.6%	6	21	28.6%	8	21	38.1%	7	21	33.3%	8	21	38.1%	8	21	38.1%
頤娃町	5	7	71.4%																		
川辺町	2	7	28.6%	10	21	47.6%	22	21	104.8%	20	21	95.2%	18	21	85.7%	20	21	95.2%	20	21	95.2%
知覧町	4	7	57.1%																		
大口市	3	11	27.3%	11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	15	73.3%	12	14	85.7%	12	14	85.7%	13	14	92.9%
菱刈町		5																			
始良町	4	8	50.0%																		
加治木町	4	5	80.0%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	18	88.9%	17	16	106.3%	20	18	111.1%	18	16	112.5%
蒲生町	2	5	40.0%																		
三島村		4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
十島村		7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%
長島町		11		7	11	63.6%	7	11	63.6%	5	11	45.5%	5	10	50.0%	5	10	50.0%	7	9	77.8%
さつま町	7	15	46.7%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%
湧水町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
南大隅町	1	11	9.1%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	3	2	150.0%
肝付町	1	7	14.3%	6	7	85.7%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%
錦江町	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	5	6	83.3%
東串良町		2		2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
大崎町	2	7	28.6%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	5	6	83.3%	5	6	83.3%
南種子町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%
中種子町		7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	1	7	14.3%	7	7	100.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
屋久島町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%
大和村		5		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	5	0.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%
宇検村		4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	5	0.0%
瀬戸内町		16		1	15	6.7%	1	14	7.1%	1	14	7.1%	1	13	7.7%	1	12	8.3%	1	12	8.3%
龍郷町		7		1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%
喜界町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	2	50.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
徳之島町		2		3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%
天城町		6		1	4	25.0%	1	6	16.7%	2	6	33.3%	2	6	33.3%	2	6	33.3%	2	6	33.3%
伊仙町		1		1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	1	8	12.5%
和泊町		4		1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	2	4	50.0%	2	4	50.0%
知名町		5		0	5	0.0%	1	5	20.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	4	50.0%
与論町		1		1	3	33.3%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%
計	214	610	35.1%	315	574	54.9%	345	571	60.4%	346	560	61.8%	377	535	70.5%	401	535	75.0%	435	528	82.4%

[公的責任に関して一市町村の実施責任の状況（全国と鹿児島県の比較）]

全国	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
市町村の関与の仕方	割合	割合	割合	割合	割合	割合
公立公営で実施	41.3%	40.5%	40.2%	38.8%	40.1%	37.1%
委託事業 "	35.3%	34.9%	35.1%	48.5%	35.0%	35.6%
補助事業 "	10.8%	10.9%	11.9%		11.9%	11.9%
指定管理者制度 "	9.8%	10.7%	10.3%	11.1%	10.3%	12.8%
補助なし "	1.0%	1.1%	1.0%	1.6%	1.1%	1.1%
その他	1.8%	1.9%	1.5%		1.6%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(全国学童保育連絡協議会、2015年調査)

鹿児島県	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
市町村の関与の仕方	割合	割合	割合	割合	割合	割合
公立公営で実施	4.8%	3.5%	3.8%	5.3%	5.0%	3.7%
委託事業 "	63.9%	63.5%	68.2%	65.0%	64.3%	62.0%
補助事業 "	22.9%	22.9%	19.7%	20.4%	20.9%	25.2%
代行・指定管理者制度 "	3.2%	2.6%	2.0%	2.1%	3.0%	1.8%
補助なし "	3.5%	5.5%	4.9%	4.0%	3.5%	3.2%
その他	1.9%	2.0%	1.4%	3.2%	3.3%	4.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(鹿児島県実施状況、2015年調査)

[公的責任に関して一保育料と減免について]

運営主体別でみた保育料の平均額		市町村として保育料の減免があるか（自治対数）	
運営形態	2012年調査	保育料の減免の有無	割合
公立公営	5,535円	減免がある	57.4%
公社・社協	6,144円	減免はない	42.3%
運営委員会	7,980円	その他	0.3%
父母会（保護者会）	10,872円	合計	100.0%
法人・個人	7,580円		
平均値	7,371円		

（全国学童保育連絡協議会、2012年調査）

[登録児童（学年別）と規模別学童保育の推移]

学年別入所児童数の推移	全国調査（全国学童保育連絡協議会調べ）						鹿児島県（鹿児島児童クラブ連絡協議会調べ）					
	2003年調査	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2015年調査	2003年調査	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2015年調査
1年生	38.4%	35.9%	34.0%	310,669 (35.0%)	325,834 (34.9%)	343,502(33.8%)		37.9%	36.6%	4,937 (36.7%)	5,272 (36.6%)	5,762 (35.8%)
2年生	31.4%	31.4%	30.5%	263,545 (29.7%)	281,518 (30.2%)	298,806(29.4%)		29.8%	30.7%	3,827 (28.4%)	4,290 (29.8%)	4,604 (28.6%)
3年生	22.0%	22.9%	23.4%	203,322 (22.9%)	207,294 (22.2%)	224,715(22.1%)		21.0%	20.7%	2,855 (21.2%)	2,825 (19.6%)	3,128 (19.5%)
4年生	4.2%	5.5%	7.1%	63,916 (7.2%)	67,992 (7.3%)	92,173(9.1%)		5.9%	7.1%	1,018 (7.6%)	1,101 (7.6%)	1,359 (8.5%)
5年生	1.9%	2.4%	2.9%	27,858 (3.1%)	30,753 (3.3%)	37,007(3.6%)		2.7%	2.8%	392 (3.7%)	566 (3.9%)	702 (4.4%)
6年生	1.1%	1.4%	1.7%	16,356 (1.8%)	17,246 (1.8%)	19,711(1.9%)		1.2%	1.6%	281 (2.1%)	291 (2.0%)	394 (2.5%)
その他	1.0%	0.5%	0.4%	3,087 (0.3%)	2,898 (0.3%)	1,515(0.1%)		1.6%	0.5%	42 (0.3%)	61 (0.4%)	130 (0.8%)

鹿児島県 入所児童数の規模（学童保育数）								
児童数	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2015年調査	2014年比較
9人以下	12(4.4%)	19(6.0%)	23(6.7%)	19(5.5%)	25(6.6%)	29(7.2%)	26(6.0%)	0.8%
10人-19人	61(22.3%)	58(18.4%)	70(20.3%)	63(18.2%)	60(15.9%)	65(16.2%)	79(18.2%)	2.0%
20人-39人	98(35.9%)	118(37.5%)	130(37.7%)	140(40.5%)	138(36.6%)	144(35.9%)	147(33.8%)	-2.1%
40人-49人	47(17.2%)	55(17.5%)	49(14.2%)	63(18.2%)	71(18.8%)	70(17.5%)	82(18.9%)	1.4%
50人-70人	47(17.2%)	60(19.0%)	67(19.4%)	52(15.0%)	71(18.8%)	79(19.7%)	95(21.8%)	2.1%
71人-99人	5(1.8%)	5(1.6%)	5(1.4%)	9(2.6%)	10(2.7%)	12(3.0%)	6(1.4%)	-1.6%
100人以上	3(1.1%)		1(0.3%)		2(0.5%)	2(0.5%)		
合計	273(100%)	315(100%)	345(100%)	346(100.0%)	377(100%)	401(100%)	435(100%)	

（鹿児島県児童クラブ連絡協議会調査、2015年5月）

[補助金一保育所との比較]

学童保育への補助金は少ない（運営費総額は431.7億円）				
学童保育（2012年度） 補助金総額は431.7億円		私立保育所（2012年度） 国の補助金は約4,304億円		私立保育所と比べて 学童保育は
施設数	2万843か所	施設数	1万2824か所	約1.63倍
入所児童数	約85万人	入所児童数	約134万人	約6割
指導員数	約9.2万人	保育士数	約20万人	約2分の1
1施設当たりの国庫支出額	約133万円	1施設当たりの国庫支出額	約3356万円	約25分の1
児童1人当たり予算額	約3万2800円	園児1人当たり予算額	約32万1200円	約10分の1

\* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。  
\* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

●埼玉県内の民間学童保育所の運営費の例●  
児童数45名 正規指導員2名+パート3人で常時4人  
正規指導員は勤続20年目と4年目  
保育料(おやつ代月2000円含む)  
低学年月14500円、高学年月13000円

	費目	金額
収入	市からの委託金	605.7 万
	市からの家賃補助	114.0 万
	保育料収入	644.5 万
	事業収入・雑収入	32.8 万
	収入合計	1397.0 万
支出	正規指導員人件費	632.8 万
	福利厚生費	113.0 万
	パート人件費	293.8 万
	水道光熱費	15.1 万
	消耗品費・教材・備品費	17.4 万
	おやつ代	94.2 万
	通信費	8.9 万
	施設費(家賃・修繕費)	149.0 万
	指導員研修費	5.2 万
	管理費(会計等委託料)	45.7 万
	児童の保険料	6.1 万
	行事費・活動費	24.8 万
		支出合計

赤字分は翌年に繰り越し

設備の整備要件の有無と「設備がない」状況（ ）内は%			
施設・設備	設備要件あり (自治体調査)	専用設備がある	
		設備がない	専用設備がある
1 生活室	190 (88.8)	3.5%	86.6%
2 遊戯室・プレイルーム	179 (83.6)	42.8%	27.6%
3 トイレ	167 (78.0)	0.0%	57.3%
4 ロッカー	164 (76.6)	1.7%	95.3%
5 台所整備	163 (76.2)	17.0%	64.3%
6 事務室・事務スペース	160 (74.8)	18.2%	62.6%
7 静養室	149 (69.6)	33.9%	48.5%
8 手洗い場	147 (68.7)	1.6%	66.8%
9 冷暖房器具	137 (64.0)	8.7%	82.0%
10 電話	130 (60.7)	3.3%	83.5%
11 冷蔵庫	130 (60.7)	2.0%	87.4%

（全国学童保育連絡協議会の2012年実態調査「個別調査」より）